

我孫子市水道事業告示第1号

平成31年度における労務報酬下限額を定めたので、我孫子市公契約条例(平成27年条例第1号)第7条第3項の規定により告示する。

平成30年11月6日

我孫子市水道事業管理者
水道局長 長塚 九二夫

1 我孫子市公契約条例第7条第1項第1号により定める額

[単位：円（1時間当り）]

No.	職種	労務報酬下限額	No.	職種	労務報酬下限額
1	特殊作業員	2, 270	26	高級船員	2, 860
2	普通作業員	1, 910	27	普通船員	2, 260
3	軽作業員	1, 390	28	潜水士	3, 840
4	造園工	2, 080	29	潜水連絡員	2, 730
5	法面工	2, 480	30	潜水送気員	2, 730
6	とび工	2, 670	31	山林砂防工	2, 640
7	石工	2, 690	32	軌道工	4, 580
8	ブロック工	2, 480	33	型わく工	2, 420
9	電工	2, 220	34	大工	2, 470
10	鉄筋工	2, 710	35	左官	2, 640
11	鉄骨工	2, 410	36	配管工	2, 120
12	塗装工	2, 600	37	はつり工	2, 420
13	溶接工	2, 750	38	防水工	2, 800
14	運転手（特殊）	2, 260	39	板金工	2, 690
15	運転手（一般）	2, 010	40	タイル工	2, 210
16	潜かん工	2, 900	41	サッシ工	2, 460
17	潜かん世話役	3, 430	42	内装工	2, 650
18	さく岩工	2, 750	43	ガラス工	2, 400
19	トンネル特殊工	2, 870	44	建具工	2, 350
20	トンネル作業員	2, 350	45	ダクト工	2, 090
21	トンネル世話役	3, 160	46	保温工	2, 150
22	橋りょう特殊工	2, 920	47	設備機械工	2, 180
23	橋りょう塗装工	3, 010	48	交通誘導警備員A	1, 370
24	橋りょう世話役	3, 280	49	交通誘導警備員B	1, 190
25	土木一般世話役	2, 350			

※ただし、労働者等の合意の下、見習い、手元等として使用者が判断する労働者及び年金等の受給のため労働の対価を調整している労働者の労務報酬下限額は、次のとおりとする。

労務報酬下限額	973円（1時間当り）
---------	-------------

2 我孫子市公契約条例第7条第1項第2号により定める額

労務報酬下限額	898円（1時間当り）
---------	-------------